

一般廃棄物処理業許可証

盛岡・紫波地区環境施設組合指令 第 25 号

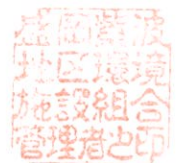
住所又は所在地 盛岡市乙部 5 地割158番地 1
氏名又は名称及 盛岡産資源株式会社
び代表者氏名 代表取締役 村 上 毅 樹

令和 8 年 2 月 16 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高 橋 昌 造



許可年月日及び許可番号		令和 8 年 4 月 1 日 指令第 25号
事業の 範 囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ごみ）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第 2 条第 4 項の政令で定める一般廃棄物
	収集、運搬又は処分の別	収集及び運搬（積替え無し）
許 可 期 限		令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで
許 可 の 条 件		1 収集区域は、盛岡市（平成 4 年 3 月 31 日における紫波郡都南村の区域に限る。）、紫波町及び矢巾町の区域に限る。 2 関係法令に定める事項を遵守するとともに、関係市町並びに組合の計画及び指導に対し善良な立場において協力すること。 3 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消しを行うものであること。 4 当該業務を履行する際は、収集・運搬に使用する車両に、社名（屋号）及び一般廃棄物収集・運搬車両である旨を表示すること。

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。